ロ　当該合併法人の当該調整対象前年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の第四項に規定する月別給与等支給額（次号及び第三号において「月別給与等支給額」という。）を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

二　適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）において行われた合併に係る合併法人　当該合併法人の当該調整対象前年度については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象前年度に係る給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の当該調整対象前年度に係る給与等支給額

ロ　当該合併法人の当該調整対象前年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等支給額を合計した金額

三　適用年度において行われた合併により設立した合併法人　当該合併に係る被合併法人のうち当該合併の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準被合併法人」という。）の連結事業年度（当該基準被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度）を当該合併法人の連結事業年度とみなした場合における当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）については、次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該調整対象前年度に係る給与等支給額とする。

イ　当該合併法人の調整対象前年度に対応する基準被合併法人の当該連結事業年度に係る給与等支給額

ロ　当該合併法人以外のものの当該調整対象前年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人のうち当該基準被合併法人以外のものの月別給与等支給額を合計した金額

10　法第六十八条の十五の五第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が分割法人等又は分割承継法人等に該当する場合（分割法人等にあつては第一号イ又はロに掲げる法人に該当する場合に、分割承継法人等にあつては第二号イ若しくはロ又は第三号に掲げる法人に該当する場合に、それぞれ限る。）の適用年度における当該連結親法人又はその連結子法人の比較雇用者給与等支給額の計算については、当該連結親法人又はその連結子法人の次の各号に規定する調整対象前年度に係る給与等支給額は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　分割法人等　当該分割法人等のイ及びロに規定する調整対象前年度ごとに当該分割法人等の当該調整対象前年度に係る給与等支給額から次に掲げる分割法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額

イ　適用年度において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配にあつては残余財産の全部の分配を除く。以下この号において同じ。）に係る分割法人等　当該分割法人等の適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。イにおいて「調整対象前年度」という。）については、当該分割法人等の当該調整対象前年度に係る第七項に規定する移転給与等支給額（以下この項において「移転給与等支給額」という。）に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ　適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。ロにおいて「調整対象前年度」という。）において行われた分割等に係る分割法人等　当該分割法人等の当該調整対象前年度については、当該分割法人等の当該調整対象前年度に係る移転給与等支給額

二　分割承継法人等（次号に掲げる法人に該当するものを除く。以下この号において同じ。）　当該分割承継法人等のイ及びロに規定する調整対象前年度ごとに当該分割承継法人等の当該調整対象前年度に係る給与等支給額と次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める金額との合計額

イ　適用年度において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。イにおいて同じ。）に係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。イにおいて「調整対象前年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該調整対象前年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の第六項に規定する月別移転給与等支給額（以下この号及び次号において「月別移転給与等支給額」という。）を合計した金額に当該分割等の日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

ロ　適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。ロにおいて「調整対象前年度」という。）において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該調整対象前年度開始の日の前日から当該調整対象前年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。ロにおいて同じ。）に係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の当該調整対象前年度については、当該分割承継法人等の当該調整対象前年度に含まれる月の当該分割等に係る分割法人等の月別移転給与等支給額を合計した金額

三　適用年度において行われた分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人　当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該分割又は現物出資の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（以下この号において「基準分割法人等」という。）の当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度）開始の日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間を当該分割承継法人又は被現物出資法人の当該分割又は現物出資の日前の連結事業年度とみなした場合における当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この号において「調整対象前年度」という。）については、当該分割承継法人又は被現物出資法人の調整対象前年度に対応する基準分割法人等の当該連結事業年度に係る移転給与等支給額と当該調整対象前年度に含まれる月の当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該基準分割法人等以外のものの月別移転給与等支給額を合計した金額との合計額

11　法第六十八条の十五の五第二項第六号に規定する政令で定める金額は、同項第三号に規定する雇用者給与等支給額から当該雇用者給与等支給額のうち日々雇い入れられる者に係る金額を控除した金額とする。

12　法第六十八条の十五の五第二項第六号に規定する政令で定める数は、適用年度における給与等月別支給対象者（当該適用年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の同項第三号に規定する支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。）をいう。）の数を合計した数とする。

13　法第六十八条の十五の五第二項第七号に規定する政令で定める金額は、適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同条第二項第三号に規定する支給額（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「前事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号に規定する支給額）からこれらの支給額のうち日々雇い入れられる者に係る金額を控除した金額（当該前連結事業年度又は前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該控除した金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前連結事業年度又は前事業年度の月数で除して計算した金額）とする。